

第6次豊橋市総合計画後期基本計画策定基礎調査等委託業務 提案書作成要領

1 提案内容

「第6次豊橋市総合計画後期基本計画策定基礎調査等委託業務 プロポーザル実施要領」に基づき、次項に定める提出書類を作成すること。提案書の作成においては、「第6次豊橋市総合計画後期基本計画策定基礎調査等委託業務 仕様書（以下、「業務仕様書」という。）」及び「第6次豊橋市総合計画後期基本計画策定基礎調査等委託業務 評価基準（以下「評価基準」という。）」を参照すること。

2 提出書類

次の書類を提出すること。

- (1) 提案書（本文）（任意）
- (2) 提案内容及び評価項目対応ページ一覧（様式4）
- (3) 見積書及び見積内訳書（任意）

3 提案書（本文）作成方法

(1) 提案内容

業務仕様書及び評価基準を参照し、具体的な提案内容を提示すること。

(2) 留意事項

- ア 提出書類は自由様式とし、A4版縦の両面印刷を原則とする。なお、必要に応じてA3版で作成し、A4版に揃えて調整すること。ただし、提案書については表紙、目次等を含めて30ページ以内とし、ページ番号を付すること。
- イ 提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ等）を使用しないこと。
- ウ 定量的に把握可能な事項については、可能な限りその数量を明記し、それが困難な場合は定性的に把握可能な表現を用いて簡潔に記述すること。また、専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい表現を用いて記述すること。

4 見積書及び見積内訳書の作成方法

本業務に係る費用について、業務全体及び各年度での見積金額及び算出根拠となる内訳を、人件費や業務内容等で細分化して提示すること。なお、各年度において契約上限価格を超過している提案については無効とする。

(参考) プロポーザル実施要領より抜粋

契約上限価格

業務委託料は、金 9,900,000 円（消費税及び地方消費税相当含む）を上限とし、これを超えた提案は無効とする。

令和 6 年度の第 6 次豊橋市総合計画後期基本計画策定基礎調査等委託料は、金 6,000,000 円（消費税及び地方消費税相当含む）を上限とし、これを超えた提案は無効とする。

また、令和 7 年度の第 6 次豊橋市総合計画後期基本計画策定基礎調査等委託料は、金 3,900,000 円（消費税及び地方消費税相当含む）を上限とし、これを超えた提案は無効とする。